

第1章 総 則

第1条 この規則は、横手市教育推進委員会（以下「推進委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定める。

第2条 推進委員会は、横手市学校教育目標と学校教育の重点に基づき、横手市教育の実態に即して学校及び地域の課題の解明解決に努め、日常の研修活動を主体に市の教育推進の中心となり、児童生徒の「生きる力」を育成することを目的とする。

第3条 推進委員会は次の事業を行う。

- (1) 学校経営や教科等の研究など、市の教育推進に関すること。
- (2) 他の研究団体等との連絡提携に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、推進委員会の効果的な活動を図るための事業

第2章 会 員 と 役 員

第4条 推進委員会は、横手市立の各小・中学校の教職員並びに教育委員会職員をもって構成する。

第5条 推進委員会には役員として会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

- 2 会長には教育長をあて、会務を総括する。
- 3 副会長には、小学校長及び中学校長から各1名をあて、会長を補佐する。また、会長に事故ある時は職務を代行する。
- 4 監事は、推進委員会の会計を監査する。

第6条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第3章 組 織

第7条 推進委員会は、理事会、地区別教育推進委員会、担当者会、特別委員会、教科別等研究会で構成する。

1 理事会

- (1) 理事会は市教委（教育長、教育指導部長、教育指導課長）3名、区長（Ⅰ～Ⅲ）3名、校長部会部会長1名、校長部会副部会長2名、教科別等研究会会長1名の10名の理事で構成する。なお、理事長は教育長とし、事務局は教育指導課に置く。
- (2) 理事会は必要に応じて拡大役員会を開催する。拡大役員会は、理事並びに担当者会各部会長及び事務局で構成する。

2 地区別教育推進委員会

- (1) 横手市を次の三地区に分け、市及び地域ごとの教育課題を解明解決する研究活動を推進し、横手市の教育の振興発展に寄与することを目的とする。

- | | | |
|-----|--|-------------------------|
| Ⅰ 区 | <u>横手(南)</u> ・山内・ <u>増田</u> 地区 | (小学校 <u>5校</u> 、中学校 2校) |
| Ⅱ 区 | <u>横手(北)</u> ・ <u>雄物川</u> ・ <u>大森</u> ・ <u>大雄</u> 地区 | (小学校 5校、中学校 2校) |
| Ⅲ 区 | 平鹿・ <u>十文字</u> 地区 | (小学校 <u>4校</u> 、中学校 2校) |

- (2) 役員として、各区に区長1名、副区長1名、事務局1名を置く。また、各区に特別支援教育担当者1名を置く。
- なお、区長、副区長並びに特別支援教育担当者は校長が行い、事務局は区長担当校の教頭が行うものとする。

3 担当者会

- (1) 横手市の教育課題を究明し、市全体の教育活動の推進に寄与することを目的とする。
- (2) 担当者会は次の部会を設ける。
- 校長部会、教頭部会、教務主任部会、研究主任部会、生徒指導主事部会、特別支援教育部会、学校事務部会、養護教諭部会、栄養士部会 (9部会)
- (3) 役員として、各部会に部会長1名、副部会長2名、事務局1名を置く。ただし、特別支援教育部会長は、地区別教育推進委員会の特別支援教育担当者より選任する。

4 教科別等研究会

- (1) 小・中学校教育に関する調査研究を行い、横手市の教育の振興発展に寄与することを目的とする。
- (2) 教科別等研究会は次の研究会を設け、各研究会には部会を設ける。

教科別研究会

国語部会、社会科部会、算数・数学部会、理科部会、生活科部会、音楽部会、造形部会、体育部会、小学校家庭科部会、技術・家庭部会、外国語・外国語活動部会 (11部会)

教科外研究会

書写部会、道徳部会、特別活動部会、進路指導部会、学校図書館部会、メディア教育部会、生徒指導部会、特別支援教育部会、総合的な学習の時間部会 (9部会)

- (3) 役員として、教科別等研究会に会長1名、各部会に部会長1名、副部会長2名、事務局1名を置く。

5 特別委員会

- (1) 小・中学校教育の社会的な課題に関する調査研究を行い、横手市の教育の振興発展に寄与することを目的とする。
- (2) 喫緊の課題に対応するため、次の特別委員会を設ける。
- ・幼小連携委員会
 - ・ICT教育研究推進委員会
- (3) 特別委員会は、理事会が設置する。

第4章 会 計

第8条 推進委員会の経費は、横手市負担金及び教職員個人会費、その他の収入をもってこれにあてる。

付 則

この会則は平成27年4月1日から施行する。

この会則は平成28年4月1日から施行する。

この会則は平成29年4月1日から施行する。

この会則は平成30年4月1日から施行する。

この会則は令和2年4月1日から施行する。

この会則は令和3年4月1日から施行する。